

No. 8

制 度 名	へき地児童生徒援助費等補助金	主管課名	財務課・助成 G		
		問合せ先	029-301-5177		
目的・趣旨	へき地等における初等中等教育の円滑な実施を確保				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るための事業</p> <p>[補助要件等] (1) スクールバス・ボート購入費 へき地学校、学校統合、過疎地域等におけるバス路線の運行廃止による小学校、中学校及び義務教育学校の遠距離通学児童・生徒（通学距離が 4 k m 以上の児童及び 6 k m 以上の生徒。事項において同じ。）の通学条件の緩和を図るために運行するスクールバス・ボートを購入する事業 (2) 遠距離通学費 学校統合に伴う遠距離通学児童・生徒の通学に要する交通費を負担する事業 (3) 激甚災害に伴う通学費 激甚災害による通学路の損害等により通学困難となった児童・生徒の通学に要する交通費を負担する事業 (4) その他</p> <p>[対象経費] 補助要件等のとおり</p> <p>[補助限度額等] (1) スクールバス・ボート購入費 1 台（隻）当たり 375 万円 (2) 遠距離通学費 補助を開始した年度から 5 年間／負担する通学費が 30 万円以上 (3) 激甚災害に伴う通学費 補助を開始した年度から 5 年間</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
—		1/2	—	1/2	—
〔4 年度当初予算額〕 2, 297, 465 千円（国予算）		〔4 年度補助対象団体〕 令和 4 年 7 月頃決定予定			
〔備考〕 国からの直接補助					